

平成20年12月

会員 各位

(社) 山梨県建築士会
会長 渡邊 正

平成20年度専攻建築士の登録申請について（お知らせ）

初冬の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、士会事業の実施にあたり、何かとご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、平成17年度より開始いたしました専攻建築士制度で、山梨県では467名の会員の方が日本建築士会連合会から「専攻建築士」に認定され、登録証が交付されました。

ご承知のとおり、専攻建築士制度は「消費者保護の視点に立ち、高度化かつ多様化する社会ニーズに応えるため、専門分化した建築士の専攻領域及び専門分野を表示することで、建築士の責任の明確化を図ることを目的とした自主的な制度」であり、既に全国でも47都道府県で15,784名の専攻建築士が誕生しています。

本県建築士会におきましても、今年度は制度開始の経過措置に伴う優遇を受けられる最終年度となりますので、まだ申請をされていない会員の方は、特典のあるこの機会に申請されることをお勧めいたします。

〔経過措置〕

必要CPDの単位が**150単位**に緩和されています。